

国際 TNC 研究所 規約

第 1 章 事業

1. TNC に関する教育プログラムやそれに関連するツールの開発。
2. 神経科学、機能神経学を土台にして、TNC の研究（基礎、臨床）を深め、TNC プログラムを用いた健康づくりの進歩に貢献する。
3. 学術ネットワークの構築。

第 2 章 組織

2-1 本研究所の構成員

本研究所の構成員は次の通りとする。

1. 研究所所長 1 名 副所長 2 名以下 顧問 若干名
2. フェロー（実践研究者）（主任研究員、客員研究員等含む）

2-2 研究所所長 副所長 顧問

所長、副所長、顧問の任命の関しては、マークスライフサポート株式会社が主導で幹事を推薦し、その幹事会を開催し協議の上、議決承認を得て決定してゆくものとする。

所長：研究所が行う研究所事業全般の職務遂行における執行責務を負うものとする。

副所長：所長を補佐し、協力しながらその職務遂行にあたる。また、所長がその執行困難な場合その代理の責務を担うものとなる。

顧問：研究所の事業においてのアドバイザーとしての役割を担うものとする。

2-3 ITRC フェロー（実践研究者）制度

1. ITRC フェローとは

ITRC フェローとは、TNC を通じた「健康づくり」の本質を共感、理解し、なおかつ TNC が目指す活動に協力してゆく実践研究者を言う。そして、そのためには日々の TNC の学びを自らが深めて行き、仲間と共に、支え合い協力しながら、自覚的に幸せなライフマネジメントを行うことを目指す者を言う。

2. ITRC フェローの資格

- (1) TNC プログラムベーシックコースを修了し、TNC トレーナーの認定資格を有する者。

- (2) TNC の趣旨を理解し、賛同し、神経科学、機能神経学の研究を通して「健康づくり」を目指そうとする者。そして、研究所の構成員の会議にて承認を得た者。
- (3) (1) から (2) に該当する者は、登録料として年会費 15,000 円を納めるものとする。
- (4) ITRC フェローの任期は、年会費を納めることで更新とする。
- (5) 資格の喪失
次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - a. 退所届を提出したとき。
ITRC フェローは、研究所の構成員の会議に提出して、任意に退所することができる。
 - b. 本人が死亡したとき。
 - c. 除名されたとき。
ITRC フェローが次の(1)から(4)の一つに該当に当てはまった場合、研究所の構成員の会議の議決によってこれを除名することができる。
 - (1)本規約に違反する行為があったもの。
 - (2)本研究所の名誉を傷つけたもの。
 - (3)正当な理由なくして本研究所又は本研究所の所員、所友に著しい不利益を生じさせたもの。
 - (4)年会費未納となったとき。

第3章 その他

現規約において新たに追加の規約事項が必要になった場合においてマークスライフサポート株式会社が主導で幹事を推薦し、幹事会を開催し協議その中の議決承認を得て決定してゆくものとする。